

仕様書

1 業務名

脱炭素型消費行動の学習・普及促進事業

2 実施期間

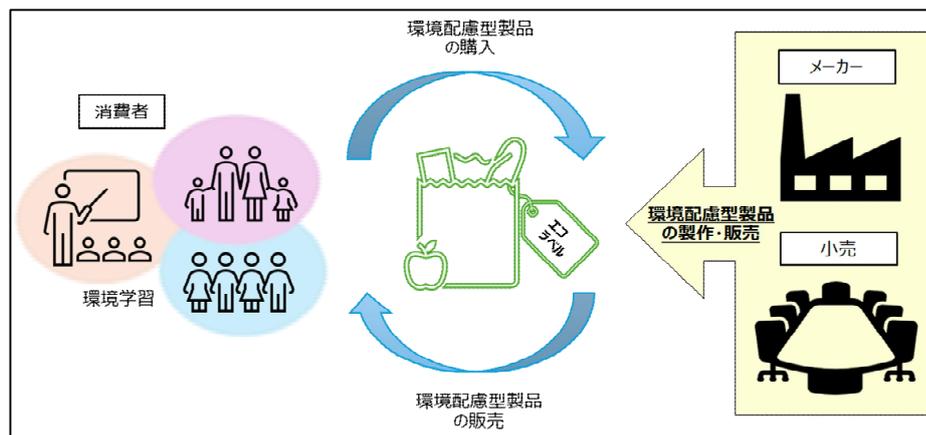
契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

広島県では、2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、県内の温室効果ガス排出削減の取組を加速させていく必要がある。とりわけ家庭部門における排出削減に向けては、日々の買い物や食事、移動などの消費行動を通じたライフスタイルの転換（環境配慮型の製品・サービス（脱炭素に寄与する商品等）の購入・利用等）が不可欠である。

一方、脱炭素に寄与する商品等については、消費者が「何を基準に選べばよいか」が分かりづらく、行動につながりにくい面がある。このため、消費者が判断に用いることのできる情報（例：カーボンフットプリント（CFP）、環境ラベル等）を分かりやすく提示し、日常の選択の中で理解・実践できる環境を整えることが重要である。

本業務は、次世代を担う小学生及びその保護者等を主な対象として、家庭での実践につながる学習・体験の機会を提供し、脱炭素型消費行動の認知・理解・実践を段階的に高めることを目的とする。あわせて、日常の買い物等においてCFP及び環境ラベル等の情報を適切に読み解き、環境配慮型の製品・サービスを主体的に選択できるよう、当該情報の見方・活用方法の理解を促進する。



4 業務内容

本業務で実施する業務は、次のとおりとする。

実施地域は県内とし、主な対象は小学生及びその保護者等とする。

具体的な実施内容及び実施規模は、受託者の提案を踏まえ、県と協議の上で決定する。

(1) 事業全体の企画・設計及び運営

ア 事業コンセプト及び実施計画（年間スケジュール、体制、役割分担、リスク管理、関係者

- 調整方針等)並びに効果検証の設計(指標、事前・事後調査の実施時期等)を設計すること。
- イ 県、市町、企業(製造・流通・小売等)等との調整を主体的に行い、円滑に業務を遂行すること。
 - ウ 業務実施にあたり、特定の事業者・商品等の指定や優遇と受け取られないよう、公平性・透明性に配慮した運営とすること。
 - エ 県と適宜打合せを行い、進捗及び課題を共有するとともに、必要に応じて実施内容を調整すること。

(2) 学習キット等の企画・制作

- ア 小学生が家庭等で取り組める、体験・探究型の学習キット等を企画・制作すること。
- イ 学習キットには、環境配慮型の消費行動(脱炭素を含む)の基礎、身近な消費行動と環境負荷の関係、環境ラベル及びCFPの意味・見方、選択のポイント等を分かりやすく整理すること。また、本県が、地球温暖化対策の推進を目的として設置する、脱温暖化センターひろしま(広島県地球温暖化防止活動推進センター)の取組についても、学習教材に盛り込むこと。
- ウ 小学生が自由研究等にも活用できるよう、記録用紙・ワークシート等の工夫を盛り込むこと。
- エ 印刷物に加え、県が二次利用しやすいデジタルデータ(PDF等)を作成し、納品すること。
- オ 配付先及び配付方法を提案し、県と協議の上で実施すること。

(3) 消費者向けCFP表示(専用ラベル等)の作成・試行(算定含む)

- ア (2)の学習キットで扱うCFP等の見方を日常の購買場面等で実践できるよう、店頭・イベント等で活用可能な消費者向け表示(専用ラベル等)を作成すること。あわせて、表示の実効性を検証するため、モデルケースとして県内の製品・サービス等を対象に少なくとも1件以上のCFP算定を行い、算定結果を用いた表示(専用ラベル等)の試行を実施すること。
なお、対象の選定は県内事業者等との調整を含めて提案し、県と協議の上で決定する。また、特定事業者の利益に偏することのないよう、公平性・透明性に配慮すること。
- イ 表示(専用ラベル等)は(4)の取組と連動させ、消費者が理解しやすい形で提示すること。また、モデルケースに依存しない汎用的な運用が可能となるよう、県内での横展開を想定した活用方法等を提案すること。
- ウ 算定は、関係する国内外の規格・ガイドライン等(ISO 14067、環境省・経済産業省等が公表するCFP表示ガイド等)を踏まえ、妥当性・透明性を確保した手法で行うこと。
- エ 算定結果の報告書及び表示・運用に関する成果物(専用ラベル等)を作成し、県に提出すること。

(4) 学習機会及び普及啓発の実施(家庭での探究活動及び店頭等でのイベント等)

- ア 学習キットと連動し、家庭における探究・体験活動(環境ラベル・CFP表示等を見つける／読み解く／記録する等)を実施できるよう設計すること。取組にあたっては、小学生が主体的に学び、家庭での行動につなげられる内容とすること。
- イ 県内の店頭(小売店舗等)等において、関係機関等と連携し、(3)で作成する表示(CFP表

示等)も活用しながら、環境ラベル・CFPの理解促進及び参加促進の取組(例:出前授業、ワークショップ、イベント、キャンペーン等)を企画し、取組内容に応じて、参加人数や回数を定め、実施すること。実施場所、実施回数、実施時期、運営方法等は、受託者の提案を踏まえ、県と協議の上で決定する。必要に応じて学習指導要領等も踏まえて構成すること。

ウ 実施に当たっては、関係者の負担軽減及び事業終了後の横展開可能性(再利用・自走)も見据えた運用とすること。

(5) 調査(アンケート等)及び効果検証

- ア 小学生・保護者等を対象に、理解度、行動意向・行動実態等を把握するアンケート調査等を実施すること。
- イ 可能な範囲で事前・事後の比較ができる設計とし、取組の有効性及び課題を分析すること。
- ウ 調査の実施に当たっては、回答者に過度な負担を与えない方法とし、個人情報保護及び統計的な留意事項に配慮すること。

5 報告及び成果物

受託者は、次の報告書及び成果物を作成し、県に提出すること。様式は任意とするが、県と協議の上で決定する。

種類	部数・形式	内容(主な記載事項)
業務計画書	1部(電子データ)	事業全体の設計、スケジュール、体制、周知・参加促進計画、リスク管理、関係者調整方針、制作物一覧等
業務完了報告書	1部(電子データ)	実施内容の整理、アンケート結果・分析、CFP表示の試行結果(実施状況・得られた知見)、次年度以降の展開提案等
成果物一式	1式(電子データ)	学習キット、家庭での探究活動及び店頭等でのイベント等運営資料、POP等掲出物・説明資料、実施記録(写真・動画等)、アンケート等の調査票及び集計データ、CFP表示・算定関連成果物等

※電子データは、パソコンの機種やOS環境に依存しない表示が可能な形式(PDF等)を基本とする。元データの提出形式は県と協議の上で決定する。

※提出先:広島県 環境県民局 環境政策課

6 著作権の取り扱い

- (1) 著作権及び使用料等の費用については、すべて委託金額内に含むものとする。また、契約期間終了後に、県がその保有する広報媒体等を活用して活動実績の公表等を行うにあたり、使用料等が別途発生しないようにすること。
- (2) 本業務により得られた成果物は原則として県に帰属する。ただし、受託者が従前有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著

作権については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題などが生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

- (4) 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は県に生じた損害を賠償しなければならない。

7 再委託等の制限

- (1) 約款第 13 条に基づき、受託者は、本業務の監理業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、監理業務及び法令で再委託が禁止されているものを除き、業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記した書面を作成し、事前に県の承諾を得なければならない。

8 その他留意事項

- (1) 本業務の実施にあたり、関係法令及び基準等を遵守すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
なお、県が別途実施する関連事業等と連動して実施する場合があるため、その際は県と協議の上、委託業務の範囲内で必要な連携・調整を行うこと。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに県に報告し、協議の上、その指示を受けること。
- (4) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。個人情報及び情報セキュリティに関する事項は、契約書及び県が定める特記事項に従い適切に管理すること。
- (5) 本業務で取り扱う表示・表現（環境ラベル、CFP、削減効果の訴求等）については、誤認を招かないよう根拠を明確にし、必要に応じて県と事前協議すること。

9 個人情報保護及び情報セキュリティ

- (1) 受託者は、本業務の運営上取り扱う個人情報を、個人情報保護法、県の条例・規程、契約書及び県が定める特記事項等に基づき適切に管理しなければならない。
- (2) 小学生を対象とした取組に関しては、学校等の運用ルールに従い、同意取得、連絡方法、写真・動画の撮影・公開の可否等について事前に整理し、県及び関係者と協議の上で実施すること。
- (3) アンケート、応募フォーム、専用サイト等で取得する情報は必要最小限とし、目的外利用を行わないこと。委託終了後のデータ取扱い（返却・消去等）も含め、手順を明確にすること。
- (4) 情報資産の漏えい、改ざん、紛失等が発生した場合は、速やかに県へ報告し、再発防止策を講じること。

10 契約及び実施上の留意事項

- (1) 本委託業務は、予算が広島県議会で可決された場合に実施する。

- (2) 県は、必要に応じて、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (3) 受託者が本仕様書又は契約に定める事項に違反したとき、又は業務を完了する見込みがないと認められるときは、県は契約を解除し、損害賠償を請求する場合がある。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県と受託者が協議して定めるものとする。